

平成 28 年度 第 1 回
長野市社会福祉審議会資料集

平成 28 年 6 月 2 日 (木)

市役所第二庁舎 10 階 講堂

資料一覧

次第 1 ページ

委員名簿 2 ページ

諮問書（写）（当日配布）

資料 1 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について 3 ページ

資料 2 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について 7 ページ

資料 3 老人憩の家の利用者負担の見直しについて 13 ページ

【参考資料】

参考資料 1 社会福祉法（抜粋） 17 ページ

参考資料 2 長野市社会福祉審議会条例 18 ページ

参考資料 3 長野市社会福祉審議会運営要領 22 ページ

参考資料 4 長野市職員名簿 23 ページ

平成 28 年度 第 1 回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：平成 28 年 6 月 2 日（木）

午後 1 時 45 分～午後 3 時 15 分

場所：講堂（市役所第二庁舎 10 階）

1 開会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 諮問

5 議事

(1) 諮問事項

ア 平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

イ 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について

ウ 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

6 その他

7 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

市議会議員 4人
 社会福祉関係者 12人
 学識経験者 8人
 計 24人

平成28年4月1日

| 選出区分 | 委員氏名 | 推薦団体・役職等 | 所属専門分科会 | 備考 |
|-------------|--------|------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 市議会議員 | 小泉 栄正 | 長野市議会議員 | 障害者福祉 | |
| | 小林 義直 | 長野市議会議員 議長 | 地域福祉・民生委員審査 | 民生委員審査 専門分化会長 |
| | 寺沢 さゆり | 長野市議会議員 福祉環境委員会委員長 | 児童福祉 | |
| | 野々村 博美 | 長野市議会議員 | 老人福祉 | |
| 社会福祉 関係者 | 伊藤 篤志 | 長野市民生児童委員協議会 会長 | 地域福祉・民生委員審査 福祉医療費給付金臨時 | 地域福祉、福祉医療 専門分化会長 |
| | 香山 篤美 | 長野市ボランティアセンター 運営委員会 委員長 | 地域福祉 | |
| | 黒柳 博仁 | 長野市幼稚園・認定こども園連 盟 | 児童福祉 | |
| | 小林 功 | 長野市児童館館長施設長会 会長 | 児童福祉 福祉医療費給付金臨時 | |
| | 小林 和夫 | 長野市身体障害者福祉協会 理事長 | 障害者福祉 福祉医療費給付金臨時 | |
| | 近藤 定利 | 長野市老人クラブ連合会 会長 | 老人福祉 福祉医療費給付金臨時 | |
| | 塚田 なおみ | 長野市手をつなぐ育成会 会長 | 障害者福祉・民生委員審査 | |
| | 寺田 裕明 | 長野市社会事業協会 理事長 | 障害者福祉・民生委員審査 | 障害者福祉 専門分科会長 |
| | 中島 謙二 | 長野県高齢者福祉協会 役員 | 地域福祉 | |
| | 増山 幸一 | 長野市社会福祉協議会 会長 | 老人福祉・民生委員審査 | 委員長 |
| | 峰川 暁見 | 長野市私立保育協会 会長 | 児童福祉 | |
| | 柳原 静子 | 長野市民生児童委員協議会 高齢者福祉部会 副部会長 | 老人福祉 | 副委員長 |
| 学識経験者 | 傘木 衛 | 古牧地区住民自治協議会 福祉部会部会長 | 地域福祉 福祉医療費給付金臨時 | |
| | 小林 敏枝 | 清泉女学院短期大学 教授 | 障害者福祉 福祉医療費給付金臨時 | |
| | 清水 健 | 更級医師会 | 障害者福祉 | |
| | 塚田 まゆり | 長野市教育委員会 教育委員 | 児童福祉・民生委員審査 | |
| | 築山 秀夫 | 長野県短期大学 准教授 | 地域福祉 | |
| | 寺沢 宏次 | 信州大学 教授 | 老人福祉 | 老人福祉専門 分科会長 |
| | 水口 崇 | 信州大学 准教授 | 児童福祉 福祉医療費給付金臨時 | 児童福祉 専門分科会長 |
| | 宮澤 政彦 | 長野市医師会 会長 | 老人福祉 福祉医療費給付金臨時 | |

平成 29 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定してきました。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要す費用（人件費・管理費・事業費）は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。

なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所等の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過について

平成 26 年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度における保育所の保育料設定では、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。

併せて、幼稚園の保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新たに保育料として設定しました。

また、保育所の保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合せて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。

平成 28 年度は、多子世帯等の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充し、第 1 子の保育料を従来の半額、第 2 子以降を無償としました。

なお、平成 26 年度の審議過程で、保育所の保育料については、3 歳未満児と 3 歳以上児の料金の差や、所得階層区分間での所得に対する負担割合の差などを見直し、料金全体のバランスを整える必要があること、また、保育所と幼稚園の保育料の整合性について精査が必要であることなどの意見が出され、これらの課題については、国が新制度の完成を目指す平成 29 年度頃を目途に、見直しを行うことが適当との答申をいただきました。

4 平成 29 年度の利用者負担（保育料）について

子ども・子育て支援新制度の国及び本市の状況や、今後の国の動向について注視し、本市における来年度の保育料について検討することとしたい。

現在のところ、国において保育料改正の動きはありません。

子ども・子育て支援新制度の国の状況

1 幼稚園の新制度への移行状況

(対象私立幼稚園数 8,110 園)

| | | |
|-------------------------------------|---------|-------|
| 1. 平成 28 年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む） | 2,486 園 | 30.7% |
| 2. 移行を検討中の園 | 4,465 園 | 55.1% |
| ①平成 29 年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む） | 881 園 | 10.9% |
| ②状況により判断したい | 3,584 園 | 44.2% |
| 3. 将来的にも移行する予定はない | 924 園 | 11.4% |
| 4. 無回答・休園等 | 235 園 | 2.9% |

平成 27 年 7 月 27 日国公表資料

2 子ども・子育て支援新制度の財源確保について

子ども・子育て関連 3 法案に対する附帯決議（平成 24 年 8 月 10 日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）で、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1 兆円程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度以外の 0.3 兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。」とされている。

平成 29 年 4 月の消費税 10%の増税が不透明

3 平成 28 年度予算（保育料関係）

幼児教育の段階的な無償化に向けた取組により、年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充し、第 1 子の保育料を従来の半額、第 2 子以降を無償とすることとした。

平成28年度保育料基準額表

教育認定子どもに係る利用者負担の上限額(国)

平成28年度保育料基準額表(市)

| 階層区分 | 利用者負担 |
|-------------------------|---------|
| ①生活保護世帯 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む) | 3,000円 |
| ③市町村民税所得割課税額77,100円以下 | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上 | 25,700円 |

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)

| 各月初日の児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担 | |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 階層区分 | 定義 | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| B | A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)又は養育里親等の世帯 | 3,000円 |
| C | | 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 | 16,100円 |
| D | | 市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下の世帯 | 20,500円 |
| E | | 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 | 25,700円 |

保育認定こどもに係る利用者負担の上限額(国)

| 階層区分 | 利用者負担 | | | |
|----------------------------|----------|----------|----------|---------|
| | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | 6,000円 | 9,000円 | 6,000円 |
| ③市町村民税所得割課税額 48,600円未満 | 19,500円 | 16,500円 | 19,300円 | 16,300円 |
| ④市町村民税所得割課税額 97,000円未満 | 30,000円 | 27,000円 | 29,600円 | 26,600円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額 169,000円未満 | 44,500円 | 41,500円 | 43,900円 | 40,900円 |
| ⑥市町村民税所得割課税額 301,000円未満 | 61,000円 | 58,000円 | 60,100円 | 57,100円 |
| ⑦市町村民税所得割課税額 397,000円未満 | 80,000円 | 77,000円 | 78,800円 | 75,800円 |
| ⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上 | 104,000円 | 101,000円 | 102,400円 | 99,400円 |

平成28年度保育料基準額表(市)

保育園・認定こども園(保育園機能)

| 階層区分 | 定 義 | 利用者負担 | | | | | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | | | |
| | | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳以上児 | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援助給付受給世帯及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | |
| B | A階層及びD階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 1,800円 | 1,200円 | 1,800円 | 1,200円 | | |
| C | 市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満 | 9,900円 | 76,000円 | 9,900円 | 76,000円 | | |
| D1 | A階層を除き、市町村民税所得割課税額の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 48,600円以上 | 60,000円未満 | 14,200円 | 11,900円 | 14,000円 | 11,700円 |
| D2 | | 60,000円以上 | 76,000円未満 | 19,400円 | 16,800円 | 19,100円 | 16,500円 |
| D3 | | 76,000円以上 | 97,000円未満 | 24,500円 | 21,700円 | 24,100円 | 21,300円 |
| D4 | | 97,000円以上 | 123,000円未満 | 31,500円 | 25,200円 | 31,000円 | 24,800円 |
| D5 | | 123,000円以上 | 148,000円未満 | 40,500円 | 26,100円 | 39,800円 | 25,700円 |
| D6 | | 148,000円以上 | 169,000円未満 | 44,000円 | 26,600円 | 43,300円 | 26,200円 |
| D7 | | 169,000円以上 | 219,000円未満 | 50,500円 | 27,200円 | 49,700円 | 26,700円 |
| D8 | | 219,000円以上 | 265,000円未満 | 53,600円 | 28,700円 | 52,700円 | 28,200円 |
| D9 | | 265,000円以上 | 301,000円未満 | 54,500円 | 29,600円 | 53,600円 | 29,100円 |
| D10 | | 301,000円以上 | 397,000円未満 | 55,600円 | 30,700円 | 54,700円 | 30,200円 |
| D11 | | 397,000円以上 | | 56,700円 | 31,800円 | 55,700円 | 31,300円 |

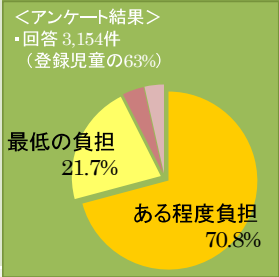
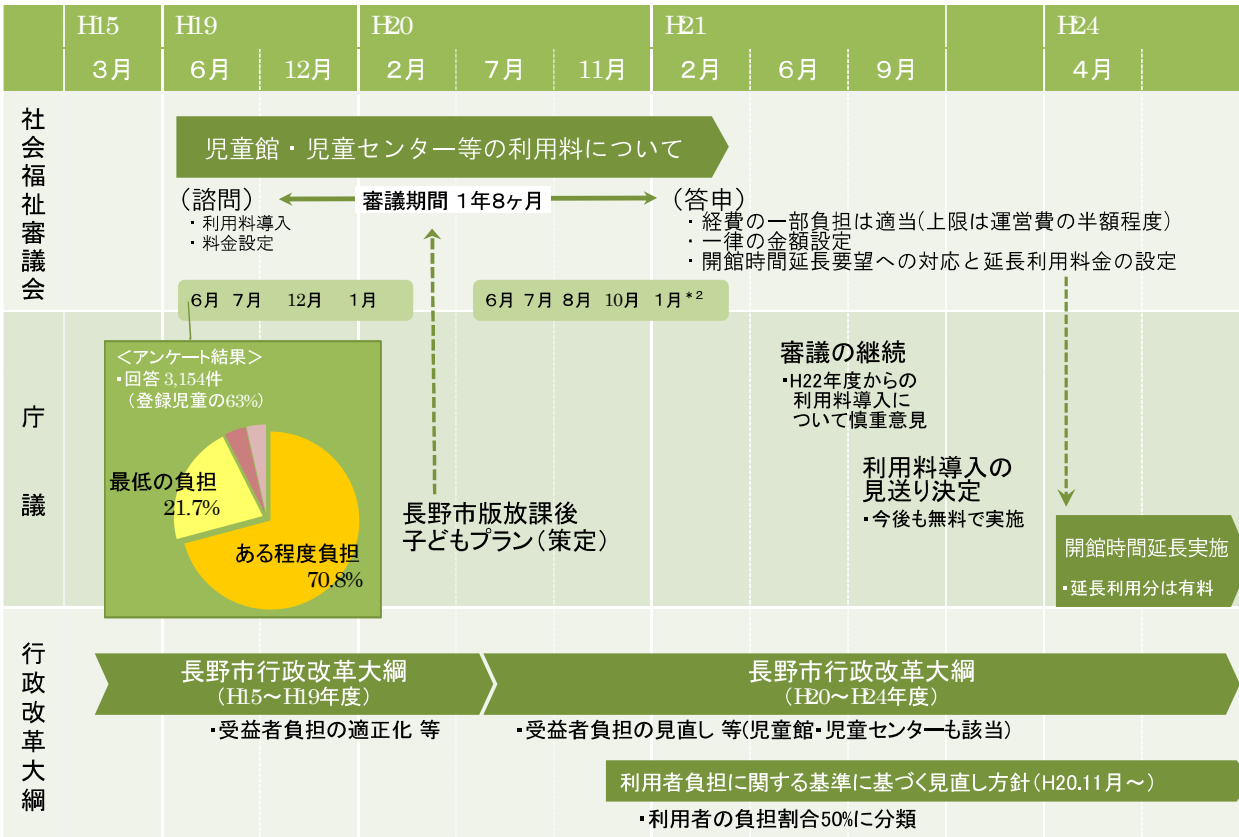
放課後子ども総合プランの 利用者負担について

平成28年6月

こども政策課



利用者負担に関する前回の検討経過





児童健全育成事業・放課後子供教室の整理

3

| | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (厚生労働省所管) | 放課後子供教室 (文部科学省所管) |
|------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 対象児童 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(疾病・介護等を含む) | 地域の子供全般 (保護者の就労状況や国公立の設置者別で制限を設けない) |
| 内 容 | 小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、(中略)児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る | 学校の余裕教室等を活用して安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協力して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する |
| 開所日数 | 年間250日以上 | 年間250日未満 |
| 開所時間 | 平日 3時間以上 休業日 8時間以上 | 平日 4時間以内 休業日 8時間以内 |
| 専用区画 | ▶遊び及び生活の場の機能・静養するための機能を備えた専用区画が必要 ▶児童1人につき1.65㎡以上 | 面積基準なし |
| 職員体制 | ▶児童40人につき2人以上の支援員配置 ▶支援員は認定資格研修の修了(予定を含む)が必要 | 職員配置基準なし (※ 地域コーディネーター、教育活動サポーター等の配置を想定) |



放課後子ども総合プランの概要

4

(国) 放課後子ども総合プラン

〔趣旨〕

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

(長野市) 放課後子ども総合プラン

方針

放課後対策事業の一体化

小学校施設の活用

市民ボランティアの参加

目的

- 安心して過ごせる居場所・遊び場づくり
- 異学年交流や集団活動の中で、ルールやマナーを身につける
- 遊びや各種活動を通して「体力」や「創造力」の向上

〈状況〉

| | | |
|--------|-----------------------|------------------|
| 〔対象児童〕 | 施設面積が許せば、希望児童も受け入れ | → 全児童が対象(施設制制限有) |
| 〔開所日数〕 | 児童館で平均280日・プラザで平均270日 | → 健全育成の基準以上に開所 |
| 〔専用区画〕 | 児童1人1.65㎡の基準をプラザも準用 | → 全施設で健全育成の基準適用 |
| 〔職員体制〕 | 支援員数・研修要件をプラザにも準用 | → 同上 |
| | 児童館・センターでもアドバイザーが活動 | → 全校区で子供教室のサービス |

長野市は、全児童に、放課後児童健全育成事業の環境・体制をもって、放課後子供教室が求める多様な体験・交流活動の提供を行っている。



放課後子ども総合プラン実施校区の推移

5

施設数・プラン実施校区の推移



- 平成20年度 小学校施設を活用する「長野市版放課後子どもプラン」がスタート（4施設 浅川子どもプラザ、信田子どもプラザ、更府子どもプラザ、大岡子どもプラザ）
 - H28年4月 吉田子どもプラザの開設によって、全ての小学校区で放課後子ども総合プランを実施
 - 放課後子ども総合プラン実施校区の拡大による登録児童の増加に伴って 支援員（プラン従事者）も増加
- ※平成25年度 後町小学校閉校により、実施校区1校区減
 ※平成28年度 吉田小学校区実施及び信更小学校新設（信田・更府小学校統合）により実施校区は1増1減



利用者負担の再検討

6

長野市方針（平成21年10月）

「放課後子どもプラン推進事業」を、市内全54小学校区で軌道に乗せることを第一に考え、「放課後子どもプラン」の利用者負担については、今後も現状どおり「無料」として実施

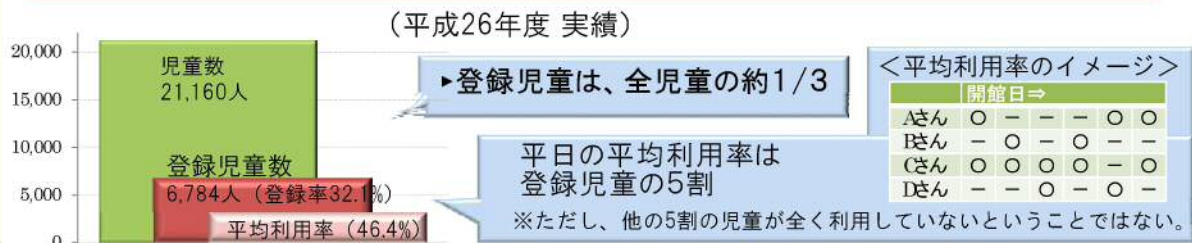
放課後子ども総合プラン充実への取組

- 実施校区の拡大（H21年度 17校区 ⇒ H28年度 54校区）
- アドバイザーによる多様な体験・活動の充実（H21年度 181人 ⇒ H27年度 1,020人）
- 開館時間延長の実施（H24年度スタート）

平成28年4月 市内全54小学校区で「放課後子ども総合プラン」の実施を実現

改めて「税負担の公平性確保」を検討

- 実際に「放課後子ども総合プラン」を利用する児童は、全児童のうち限られた人数
- （障害児）放課後等デイサービスなどでは、一定の利用者負担がある。





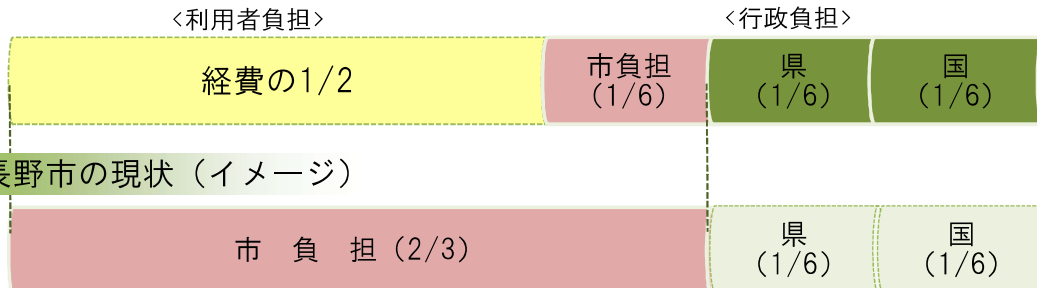
負担割合の考え方

7

○放課後児童健全育成事業の実施要綱(厚労省)では、事業の経費の一部を保護者から徴収可

○同事業では、利用者負担と行政負担をそれぞれ1/2と想定

◇放課後児童健全育成事業の負担割合のイメージ



H20.11月 利用者負担に関する基準に基づく見直し方針

- ▶ 利用者の負担＝サービスのコスト×類型に応じた負担割合
- ▶ 児童館・センターの利用は、利用者負担50%の類型に属する。

H21.2月 長野市社会福祉審議会の答申

「利用対象者が限定されることから、事業運営費のおよそ半額程度を上限に定めることが適当と考える。」



利用者負担の論点(案)

8

主な論点 (案)

①利用者負担の要否

＜利用者負担を導入する場合＞

② 負担割合、激変緩和措置、導入後^(※)の見直し手続き(ルール化)

※ 実際の経費(支援員数)及び登録児童数に応じた定期的な見直し

③ 低所得世帯等の配慮、延長料金の取り扱い、未納対策

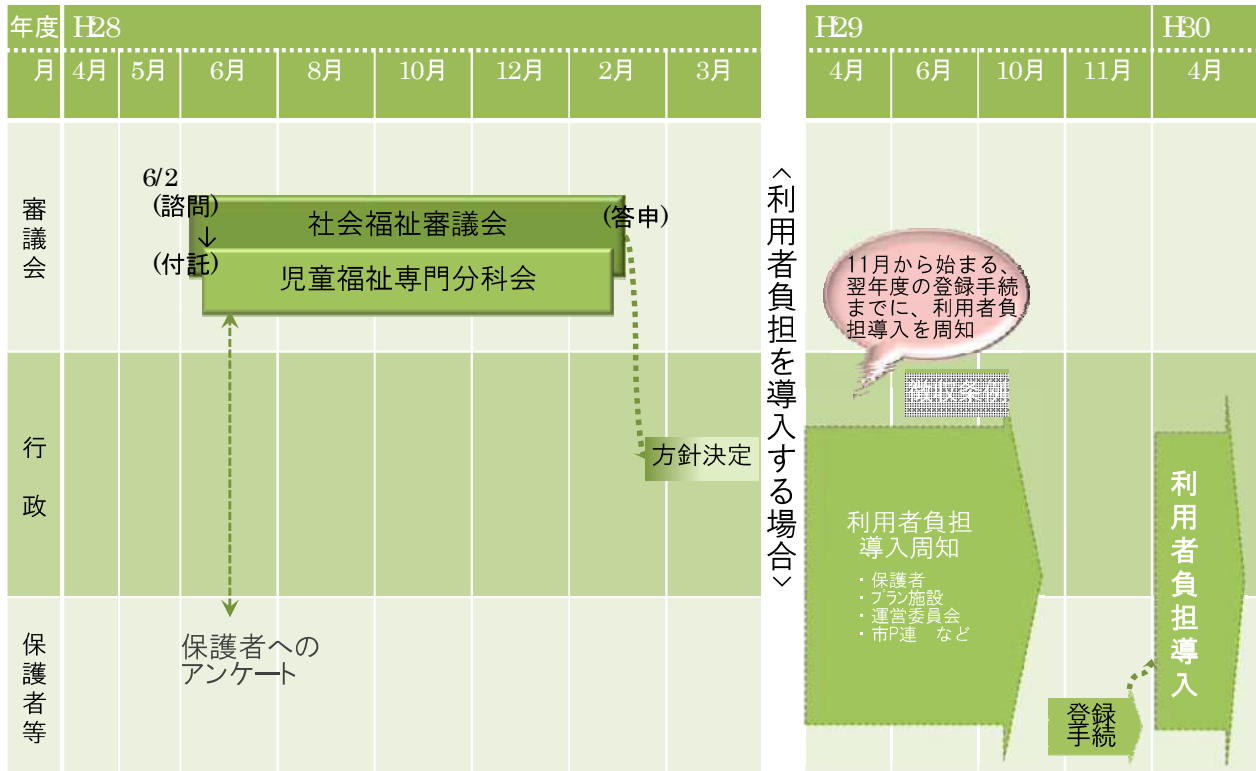
答申 (H21.2月) 当時と現在の比較

| | | H20決算額 | H26決算額 | H30推計 |
|--------------------------|-------|-----------|-----------|---------|
| 対象経費 | A | 385,016千円 | 697,887千円 | 約10億円 |
| 登録児童数 | B | 5,250人 | 6,784人 | 約8,700人 |
| 一人当たり経費(月額) (A/B) /12 | C | 6,111円 | 8,573円 | |
| 経費の1/2の額 | C*50% | 3,055円 | 4,287円 | |

登録児童数は、「子ども・子育て支援事業計画」の見込量から推計



スケジュール(案)



老人憩の家の 利用者負担の見直し

老人憩の家の設置目的等 2

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

(1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設

(2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、現在市内に計10施設設置されている。

(松代・石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・氷鮑・東北・若穂・東長野)

(3) 利用者の範囲：市内在住の60歳以上の者

※その他市長が特に認める者として障害者手帳所持者及び介助者等

計画における方針・目標

あんしんいきいきプラン21

第7次高齢者福祉計画(平成27年度－平成29年度)

- 安全性の確保を最優先とし、地域特性及び利用者の状況に配慮しながら、公共施設マネジメント指針に添った施設の再配置・長寿命化を進めます。
- 統廃合等により整備する施設は多様化する利用者ニーズに対応するとともに、省エネルギーに配慮し、維持管理・運営コストの軽減を目指します。
- 再編後の施設運営の健全化と利用者負担の公平性を確保するため、利用料の見直しについて検討します。

利用料金の経過

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料を徴収している。

- ・ 昭和45年度から昭和58年度まで無料
- ・ 昭和59年度から50円
- ・ 平成11年度から70円
- ・ 平成14年度から100円
- ・ 平成19年度から120円
- ・ 平成22年7月から150円

直近の料金改定時以降の経過

【平成22年7月】 150円に改定(*改定前120円)

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ **決定額 150円**
 (3年後の見直しが条件) (経済情勢等考慮)



【平成25年度】

- ・料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先
- ・老人福祉専門分科会にて現地視察、統合・建替え素々案を示すも、施設存続の署名活動等があり、検討を保留。

【平成26年度】

- ・公共施設マネジメント指針に添った施設の再配置・長寿命化を進めることとした。(現行の高齢者福祉計画に明記)

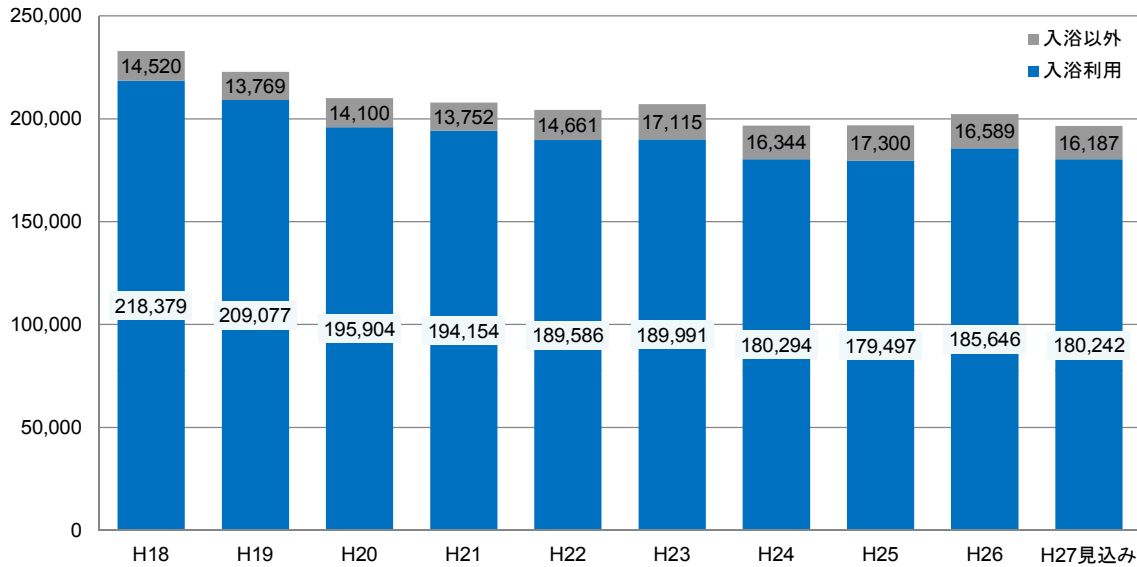


【平成28年度】 料金の見直し検討(料金改定未実施、消費税増税など)

利用料金の改定スケジュール

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 平成28年6月 | 審議会へ諮問 (6/2社会福祉審議会、6/3老人福祉専門分科会) |
| 8月 | 実態・分析報告及び考え方の整理(分科会) |
| 10月 | 改定(答申)案決定(分科会)、審議会から答申(本会・分科会) |
| 12月 | 条例改正 |
| 平成29年 1月～6月 | 市民周知 |
| 7月 | 料金改定 |

利用者数の推移(人)



【参考】 年間の利用料金収入(全10施設の合計額)

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27見込み |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用収入(円) | 20,524,900 | 19,239,090 | 18,838,670 | 19,064,360 | 18,877,030 |

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3 月30日長野市条例第 3 号

改正

平成12年 9 月29日条例第49号

平成14年 3 月29日条例第12号

平成17年 3 月30日条例第10号

平成20年 3 月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9 月30日条例第31号

平成27年 3 月27日条例第10号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者福祉課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 28 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|------------------|-----------|-----|
| 保健福祉部長 | 田 中 幸 廣 | |
| こども未来部長 | 上 杉 和 也 | |
| 保健所長 | 小 林 文 宗 | |
| 保健福祉部福祉政策課長 | 田 中 信 行 | |
| 保健福祉部生活支援課長 | 上 田 哲 夫 | |
| 保健福祉部高齢者福祉課長 | 海 沼 充 | |
| 保健福祉部介護保険課長 | 下 條 正 雄 | |
| 保健福祉部障害福祉課長 | 鵜 野 智 | |
| こども未来部こども政策課長 | 櫻 井 伸 一 | |
| こども未来部マリッジサポート課長 | 丸 山 輝 美 | |
| こども未来部子育て支援課長 | 島 田 み ち 代 | |
| こども未来部保育・幼稚園課長 | 樋 口 圭 一 | |
| 保健福祉部保健所次長兼総務課長 | 竹 内 裕 治 | |
| 保健福祉部保健所健康課長 | 中 澤 和 彦 | |